

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2022年 9月 26日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日
1	1号機	活性炭式希ガスホールドアップ建屋高電導度廃液系サンプポンプ(B)電動機の確認運転において、水の移送完了後にポンプ出口側配管継手部から水の漏えいが認められたため、当該配管を交換・修理。 なお、当該サンプには他の1台のポンプが使用できることから水の移送処理に影響はない。	G III	9月20日
2	4号機	排気筒モニター点検のため県テレメータの伝送系を停止操作したところ、誤って放水口モニターの伝送系を停止していたことが認められたため、原因調査・対策検討。 なお、誤って伝送を停止した放水口モニターについては、速やかに伝送を復旧した。	G III	9月20日
3	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋地下2階南東側通路の床漏えい検出器(U46-LE009E)において、床漏えい警報が発生する高さまで結露水がないにも関わらず床漏えい警報が発生していることが認められたため、当該検出器を点検・修理。	G III	9月20日
4	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系サンプポンプ(A)が過負荷により自動停止したことから、原因調査のためケーブル端子箱を開放したところ、3本あるケーブルのうち1本に大きさ3mm程度のアーク痕を2箇所確認したことが認められたため、原因調査・対策検討。 なお、9月21日に管轄消防署によりアーク痕を確認して頂き、本件は「火災ではない」と判断頂いている。	G II	9月20日